

杉谷総合司法書士事務所 ニュースレター

電話 0770-23-9044

杉谷事務所

検索

Vol. 04

2015年7月号

民法改正

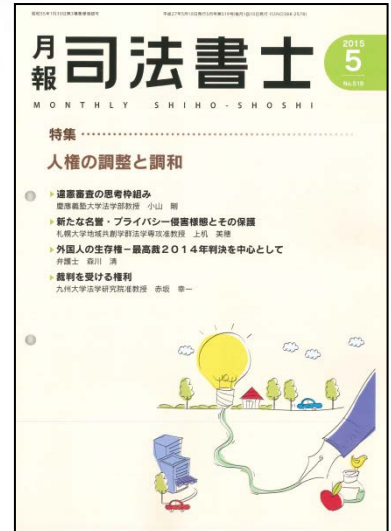


こんにちは。所長の杉谷英昭です。

日頃は当事務所をご利用いただき、誠にありがとうございます。

3月31日に民法の一部を改正する法律案が国会に提出されました。国会での審議を経て、数年後の施行になると思われませんが、保証債務や売買・贈与といった定形約款、そして時効制度について大幅な変更があります。条文が変わるので条文の内容はもちろん、趣旨や他の条文との整合性まで勉強していかなければなりませんし、それに伴って登記上必要となる添付書類や登記原因証明情報の記載内容、また普段作成している契約書の中身も大幅に変更する必要があります。となると当然勉強する量がとてつもなく多いことに気づかされます。研修会に参加して少しずつですが知識を吸収しておりますが、まだまだだと感じる毎日です。

全体を把握できるようにならないと細部まで理解できないので、これから日々勉強していこうと思っています。まだまだ不透明な点も数多くありますが、情報をわかりやすく皆さんにお知らせできればと思っています。



★今月の登記情報★

動産譲渡担保登記を申請しました！！

平成17年10月3日から動産譲渡登記制度の運用が開始されています。企業が保有する在庫商品や機械設備など、これまで担保としてあまり活用されてこなかった動産を活用した資金調達的手法として利用され、最近では太陽光発電パネル等を担保に取るために利用される手続です。

先日、当事務所でも動産譲渡担保登記を申請しました。不動産登記と主に違う点は、①申請先が東京法務局のみであること②補正ができないこと③郵送申請の場合、書類到着日の翌日に受付されることです。

7月10日に申請するようにとの依頼があると、8日には書類を郵送しなければなりませんし、もし9日に委任状等を受け取った場合は10日に東京まで申請書を持って行く必要があります。早めの準備が必要ですが、新たな資金調達方法でもありますので、ご検討されてはいかがでしょうか。

■ 仕事中にふと想うこと

eラーニング

インターネットが発達し、あらゆる情報をパソコンを通じて取得できるようになりました。司法書士業界でも同じで、昔は福井や東京まで行かなければ受講できなかった研修も、今はeラーニングを利用して事務所のパソコン通して受けることができるようになりました。しかも、数年前はビデオ撮影されたものをただ見るだけでしたが、最近は資料もPDFですぐにダウンロードできるし、音声もすぐクリアに、そして途中で問題が出され正解しないと続きを見るができないというふうになんて進化しています。

空いた時間を有効利用できますし、なにより研修会場まで移動する必要がないのが本当にありがたいですね。特に雪が降る時期は助かります。

でも、僕は昭和世代なのでしょうか、研修はやっぱり講師が目の前にいる生講義でないとうとう頭に入ってこないんですよね。目の前で熱く語っている講師がいるから、こっちは真剣になれるという部分があるというのか。自分がインターネットの進化についていけないだけかもしれませんが、多くeラーニングを受講して慣れる必要がありますね。